

建設工事（委託業務）請負契約書等の作成について（参考）

下記を参考に関係書類を作成してください。契約日（入札の日から休日を含んだ7日以内）までに提出してください。

① 契約書（2部）※請負代金額が200万円以下の場合は、請書（1部）を提出してください。

○印紙について

1部に所定金額の収入印紙を貼り、消印を押印してください。

契約金額（請負代金額から消費税分を控除した金額）	建設工事	委託業務
1万円以上 100万円以下のもの	200円	200円
100万円を超える 200万円以下のもの	200円	400円
200万円を超える 300万円以下のもの	500円	1千円
300万円を超える 500万円以下のもの	1千円	2千円
500万円を超える 1千万円以下のもの	5千円	1万円
1千万円を超える 5千万円以下のもの	1万円	2万円
5千万円を超える 1億円以下のもの	3万円	6万円
1億円を超える 5億円以下のもの	6万円	10万円

○押印について

（捨印）かがみ、約款の上部余白（請書については、右上余白）

（割印）契約書（請書）を袋とじした表裏両面

○契約保証金について※佐々町財務規則（以下「規則」という）

請負代金額（消費税込みの金額）が200万円を超える建設工事（100万円を超える委託業務）については、次に掲げるいずれかの方法により、請負代金額の10分の1以上の契約の保証を付し、契約書を提出する際に併せて当該履行保証に係る証書等を提出してください。

（1）契約保証金（現金）の納付（契約日までに担当課にて納付書を受け取り納付してください。）

＜契約保証金に代わる担保＞

（2）有価証券（国債もしくは地方債など）の提供…規則第79条第1項第1号

（3）金融機関（銀行等）による保証…規則第79条第1項第2号

（4）前払金保証事業会社による保証…規則第79条第1項第3号

＜契約保証金の納付の免除＞

（5）履行保証保険（定額てん補）契約の締結…規則第80条第1項第1号

（6）公共工事履行保証による保証…規則第80条第1項第2号

（7）請負代金額が300万円未満の場合、入札執行日から過去2年間の間に国または地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約の実績が2件以上ある場合は契約保証金を免除します。

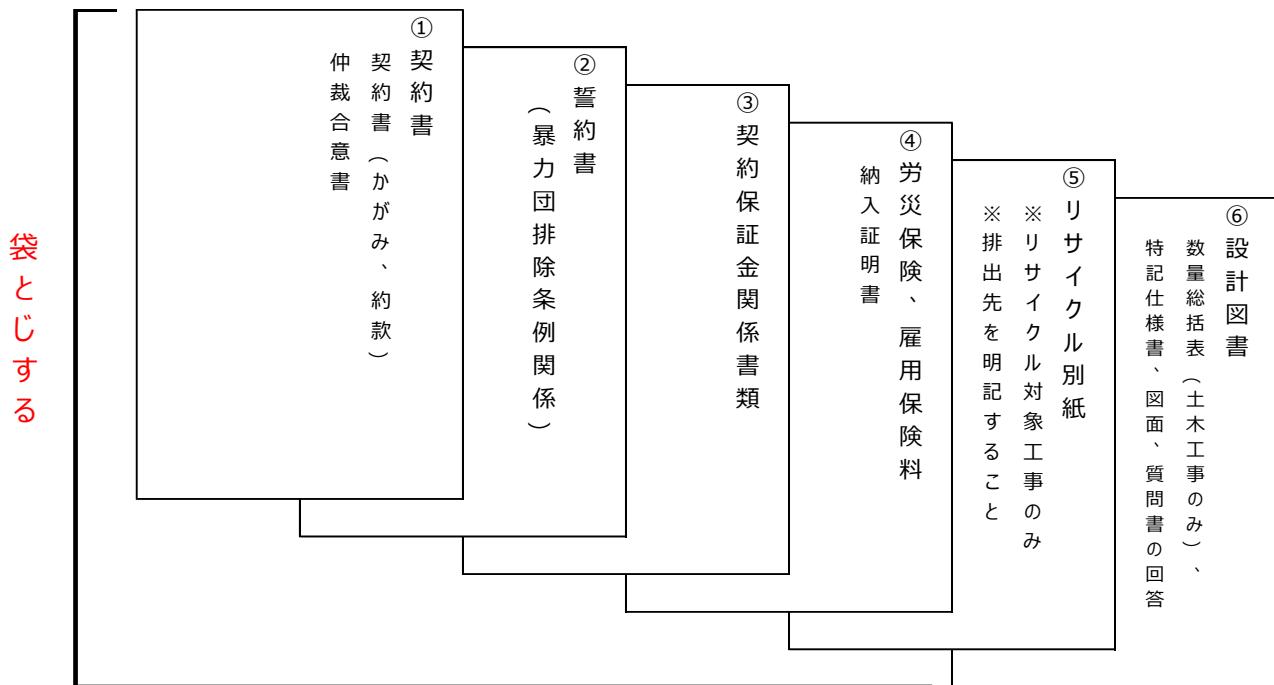
「2件分の完成確認書（委託業務完了確認書）の写し」を提出してください。

…規則第80条第1項第3号

※履行保証の開始日は、契約日になります（着工日ではありません）。

（注）完成確認書（委託業務完了確認書）の写しは、契約書には袋とじしないでください。

○契約書のとじ方



※契約書および仲裁合意書は**両面印刷**で作成してください。

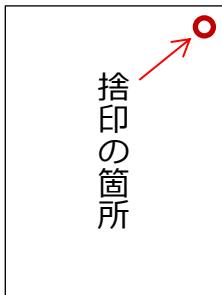
誓約書とは、佐々町暴力団排除条例第11条の規定により、**公共工事等に係る契約にあたり発注者が契約の相手方から徴取する書面**になります。

② 着工届（1部）

図1

着工届の日付は、着工日になります。 (注) 契約日ではありません。

契約印で捨印 (右上、余白部分に押印してください) ※図1参照

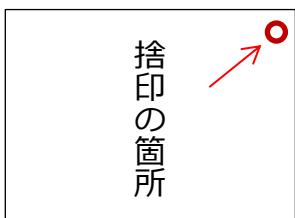


③ 工程表（1部）

契約印で捨印 (右上、余白部分に押印してください) ※図2参照

工程表には、工事番号、工事名、工事場所、工期および請負代金額を記載してください。

図2



④ 現場代理人等決定通知書（1部）

現場代理人等決定通知書の日付は、契約日になります。

契約印で捨印 (右上、余白部分に押印してください) ※図1参照

以下の書類を添付してください。

- (1) 技術者の資格を証明する資格証などの写し
- (2) 現場代理人および技術者の雇用関係を証明できるもの (雇用関係証明書等)

⑤ 建設業退職金共済制度

契約書の提出時に掛金収納書を提出してください。また、変更契約締結時についても同様に増額分を提出してください。

※②から⑤については、契約書には袋とじしないでください。